

神奈川県産業保健推進センター通信 第32号



＜平成22年3月1日発行＞

かじめ本人に通知又は知り得る状態に置いているときは、第三者提供することができる)について規定し、第4項では、①委託する場合、②合併等による事業の承継に伴って提供する場合、③特定の者との間で共同利用する場合であって一定事項をあらかじめ通知等を行っている場合は第三者には該当しないと規定しています。

安衛法には健診機関から事業者個人データの提供の規定はありません。第1項の②、③、④にも該当しません。第4項の委託については、個人データを委託先に提供して一定の業務を依頼する意味であり、健診の実施を委託する場合と意味を異にします。第4項の③共同利用については、健保組合と事業者が共同で健診を実施する場合又は共同で健診結果に対する事後措置を実施する場合はあり得ますが、事業者と健診機関が共同で実施することは一般的にはあり得ないと考えられます。第2項のオプトアウトについて、一般的に名簿、電話帳、住宅地図等の提供の場合が例示されています。厚生労働省のガイドラインで、この条項を根拠に健診データの第三者提供を説明したものはないようです。

＜特定健康診査等に関し健診データの医療保険者への提供＞

Q3：健保組合から、事業者健診の結果を提供してほしいと求められています。労働者の同意が必要ですか？

A3：高齢者医療確保法第27条（特定健康診査等に関する記録の提供）第2項で「保険者は、・・・労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業場が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる」と、また第3項で「・・・記録の写しの提供を求められた・・・事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない」と規定されています。

ご質問の場合は個人情報保護法第23条の「法令に基づく場合」に該当することになり、労働者の事前同意の必要なくデータを提供することができます。しかしながら、この健康診査の結果とは、高齢者医療確保法で定める項目に限られますので、事業者健診にのみ規定されている項目又は特定健康診査等の項目以外の項目を提供する場合は、やはり労働者の同意を得る必要があります。一般的には、A2と同様、「受診案内等への記載や受診会場での掲示等黙示による同意」の方法により、対応することが考えられます。その他に、事業者と健保組合が共同で健診を実施する場合には、A2で説明したとおり、両者がその情報を保有していることとなりますので、第三者提供の手続きは不要となります。

☆特定健康診査等との関係

	事業者健診	特定健診
根拠	労働安全衛生法	高齢者医療確保法
義務者	事業者	医療保険者
健診項目	①平成20年4月から、腹囲検査の追加、血清総コレステロール検査の削除とLDLコレステロール検査の追加、尿検査（糖）を必須項目とするなど一部が改正された。 ②既往歴の調査における「服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査」の実施については、連名通達で協力を求めている。 ③血糖検査について、随時血糖のみとならざるを得ない場合は、随時血糖であることを明示するよう連名通達で協力を求めている。 ④業務歴の調査、視力及び聴力の検査、胸部エックス線及び喀痰検査は事業者健診のみに規定されている。	①平成20年4月から40歳以上の加入者に対し、糖尿病等の生活習慣病に着目した特定健康診査と特定保健指導（総称して「特定健康診査等」）を義務付けた。 ②「既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。）」は法定項目。 ③血糖検査については、空腹時血糖又はヘモグロビンA1c検査とされている。 ④受領した健診結果のうち、特定保健指導等に必要ない項目は廃棄する等配慮する。
健診の優先順位及びデータの提供	①事業者健診が優先される。 ②事業者は、医療保険者の求めに応じて、特定健診項目のデータを提供する義務がある。（高齢者医療確保法に規定） ③電磁的記録様式による提供を指導している。特定健診項目以外の項目を含めて提供する場合は、事業者健診実施時に、受診者の同意を取る等の必要がある。	①事業者健診を受診又は受診することとされる者は特定健康診査は免除される。 ②事業者に健診データの提供を求め、提供を受けた場合、同一の項目について二重に健康診査を行う必要はない。 ③事業者にデータ提供を依頼する。
記録保存	医療保険者の種類によるが、保険者と事業者とで、実施者、データの送付、費用等協議することが重要。 電磁的記録様式による保存を義務付けていない。	標準的な電磁的記録様式により保存する。
保健指導	必要があると認める労働者に対し保健指導に努める旨を規定 特定保健指導に要した時間を事業者が負担する義務はないが、実施率向上等のため、就業時間中の受診に要した時間の賃金等の取扱いについて、連名通達で事業者に特段の配慮を求めている。	特定保健指導を義務付け（動機づけ支援、積極的支援）
健診等の委託	規定はないが、実際には多くの事業者が委託により実施。 連名通達で、標準的な電磁的記録様式による結果の提出が可能な健診機関情報を提供している。	委託する場合は、厚生労働大臣が定める者に委託する旨を規定。

詳細は、平成20年1月17日付け基発第0117001号・保発第0117003号の厚生労働省労働基準局長・保険局長「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について（依頼）」の連名通達をご覧ください。

独立行政法人 労働者健康福祉機構

神奈川県産業保健推進センター

〒221-0835
横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3階
電話：045-410-1160 FAX：045-410-1161
URL：http://www.sanpo-kanagawa.jp
E-mail：sanpo14@kba.biglobe.ne.jp

ご利用いただける日時

- 休日を除く毎日/午前9時～午後5時30分
- 休日** ● 毎土・日曜日及び祝日 ● 年末年始
- 事業内容その他の詳細につきましては、当センターまでお問い合わせ下さい。

☆胸部エックス線検査・喀痰検査の省略の基準が告示される

右の経緯のとおり、平成16年の結核予防法の一部改正を受け、厚生労働省労働基準局長は、労働安全衛生法に定める定期健康診断の胸部エックス線検査について、専門家による検討を経て、改正省令を1月25日に公布しました。結核予防法は平成18年に廃止となり結核の定期健診等に関する規定等は感染症法に統合されました。

＜改正の内容＞

- ①安衛則第44条第2項の定期健康診断の特例の廃止
年少者について、定期健診等の結果で要観察者とされなかった場合に、翌年、又は翌々年の健康診断で胸部エックス線検査及び喀痰検査を行わないこととしている特例規定を削除する。
- ②安衛則第44条等の規定に基づき厚生労働大臣が定める定期健康診断の省略基準への胸部エックス線検査の追加
40歳未満の者（20、25、30、35歳の者を除く。）で、次のいずれにも該当しないものについては、医師が必要でないと認るときは、胸部エックス線検査を省略することができる。ア 感染症法施行令第12条第1項第1号に掲げる者 イ じん肺法第8条第1項第1号又は第3号に掲げる者
- ③喀痰検査の省略基準の追加
前項と同様であり、医師が必要でないと認めるときは、喀痰検査を省略できるとした。

なお、専門家による検討の結果、特定業務従事者健診における胸部エックス線検査については省略すべきでないと報告していることから、特定業務従事者健診における省略基準は改正しないこととした。

＜適用の時期＞

本年4月1日から適用。

以上を整理すると胸部エックス線検査等の改正概要は次のとおり。

- ・ 雇入れ時健診 ⇨省略の基準はなく、実施する必要がある。
 - ・ 定期健診 ⇨40歳未満で一定の場合は省略可能である。
 - ・ 特定業務従事健診 ⇨省略の基準はなく、実施する必要がある。
- これまでの省略基準を含めて、現行の検査項目・省略基準は2ページの表を参照してください。

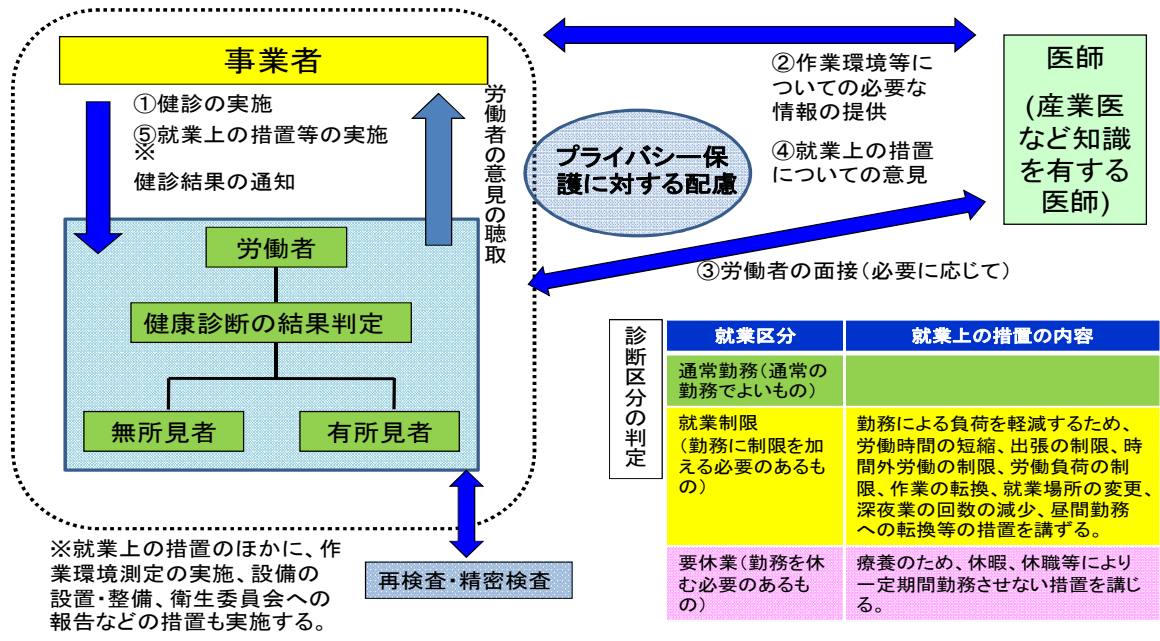
☆労働者死傷病報告、有害物曝露作業報告の様式が改正される

労働者死傷病報告は、途中に「派遣先の郵便番号」「職員記入欄」（赤の印）が追加されました。（22年4月1日～）
有害物曝露作業報告は、項目の追加、削除があり、大幅に改正されました。（22年1月1日～）

雇入れ時健康診断(安規第43条)	健康診断(安規第44条)		健康診断の対象者、実施時期、健康診項目及びその省略基準	
	定期健康診断(安規第44条)	規則による省略項目等	告示による省略基準(医師が必要ないと認めるとき)	規則による省略項目
1.既往歴及び業務歴の調査 2.自覚症状及び他覚症状の有無の検査	○	○	○	○
3.身長、体重、腹囲、視力及び聴力(1000Hz・4000Hzの音に係る聴力)の検査	○	○(※2)	○	○
4.胸部エックス線検査	○	○	○	○
5.聴覚検査	○	○	○	○
6.聴覚検査(35歳未満の者)	○	○	○	○
7.肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTPの検査)	○	○	○	○
8.血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライドの量の検査)	○	○	○	○
9.血糖検査(※3)	○	○	○	○
10.尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)	○	○	○	○
11.心電図検査(※4)	○	○	○	○
対象者	常時使用する雇入れ労働者	常時使用する労働者(特定業務従事者を除く。)	安規第13条に掲げる業務に常時従事する労働者	安規第13条に掲げる業務に常時従事する労働者
実施時期	雇入れの前又は直後	1年以内ごとに1回	1年以内ごとに1回	1年以内ごとに1回
<留意事項>	○の項目は健康診断対象であることを示す。告示による省略は、あくまでも医師が必要でないと認めるときであることに留意のこと。下線部は改正箇所である。改正箇所については平成22年4月1日から適用される。	○の項目は健康診断対象であることを示す。告示による省略は、あくまでも医師が必要でないと認めるときであることに留意のこと。下線部は改正箇所である。改正箇所については平成22年4月1日から適用される。	○の項目は健康診断対象であることを示す。告示による省略は、あくまでも医師が必要でないと認めるときであることに留意のこと。下線部は改正箇所である。改正箇所については平成22年4月1日から適用される。	○の項目は健康診断対象であることを示す。告示による省略は、あくまでも医師が必要でないと認めるときであることに留意のこと。下線部は改正箇所である。改正箇所については平成22年4月1日から適用される。

※1、※2 聴力については、オージオメーターを用い、通常、雇入れ時は1000Hz・4000Hzの周波数で30dB(※1)、定期健康診断では1000Hzは30dB、4000Hzは40dB(※2)の音圧の純音を用いて行う。
 ※3 医師が必要であると判断した場合には、同一機体を利用して糖化ヘモグロビンA1cを検査することが望ましい。
 ※4 BMIの算出に必要でないこと留意。
 ※5 例えば、前回の定期健康診断で実施している者は医師が必要ないと認められる場合に1回目の健康診断時省略可能。同様、6ヶ月に1回のうち、1回目を実施すれば、2回目は省略可能となる。
 ※6 「医師が必要でないと認めるとは、胸部エックス線検査にあっては、呼吸器疾患等に係る自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいう。従って、年齢等により機械的に決定されるものではない。」

健康診断等の事後措置の枠組み



☆地域産業保健センターの利用

規模 50 人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場にあつては、地域産業保健センターの健康相談等の窓口をご利用いただければ、同センターの登録産業医が対応することとしています。地域産業保健センター事業は、厚生労働省の委託事業であり、小規模事業場に対して無料で、健康相談窓口、面接指導窓口、個別訪問などの産業保健サービスを提供しています。

☆健康診断・特定健康診断等と個人情報保護法との関係

<事業場の体制整備>
 Q1：事業者はどのようなことをやらなければならないのですか？
 A1：個人情報を取扱う事業者には、個人情報の適正な取得、利用目的の通知・目的外利用の禁止、正確性の確保、第三者提供の制限等の義務が課されています。そのため、事業者はこれらの義務に反することのないよう社内の体制を整備する必要があります。具体的には、社内体制の構築、管理者・担当者の選任、個人情報が記載された文書等の適正な保管、規程の整備(利用目的、安全管理体制、閲覧権限、パスワードや鍵の管理、開示等の手続き、申請文書様式等)、教育の実施、委託先の監督、及びこれらが有効に実施されているか、定期的な点検と見直しを行う必要があります。

<健康機関への事業者健診の委託>

Q2：健康診断を健康機関に委託して、その結果を報告していただくことにしていますが、健康機関から労働者の同意を得なければ提供できないと言われます。事前に同意を取る必要がありますか？
 A2：ご質問の第三者提供については、個人情報保護法第 23 条に規定されています。本人の事前同意なく個人データを第三者に提供することを禁止しています。そこでご質問の健康診断についてですが、事業者が労働者に健康診断を指示する際に、文書やメール等で個別に同意を得ている場合には法令どおりであり全く問題がありません。しかしながら、この手続きが煩雑なこともあり、厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(平成 16 年)では、黙示的な同意があったと判断されるような場合には、個別同意を得ていなくても第三者提供できるとして、次のように説明しています。
 まず、院内掲示又は健診会場等において、事業者への健診データ提供が利用目的であることとともに、(7)同意しがたいものがある場合には、あらかじめ本人の同意を得るよう求めることができること、(4)(7)の意思表示を行わない場合は同意が得られたものとする、(9)同意、留保はいつでも変更が可能であることをあわせて掲示する。受診者から異議のない場合には黙示の同意があったと判断するというものです。受診案内に記載することも可能と思われます。
 事業者は、健康機関に事業者健診を委託する場合には、この健診データの提供の方法について健康機関と十分に調整をしておく必要があります。特定健診等に関するQ&Aでも、この「受診会場での掲示等黙示による同意」の方法が示されています。

参考として個人情報保護法第 23 条を説明すると、第 1 項で、上記の例外として①法令に基づく場合、②人の生命等の保護のために必要がある場合、③公衆衛生の向上等に特に必要がある場合、④国等が法令に定める事務を遂行することに協力する必要がある場合の 4 項目を定めています。また、第 2 項では俗にオプトアウトと言われる方法(本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしている場合、第三者への提供を利用目的とし、提供される項目、提供の方法をあら